

令和4年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修 研修レポート抜粋

(誤字脱字等については校正しているため、原文と異なる場合があります)

県央会場

科目 ⑯放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

- ◆ 法令＝難しいものと敬遠しがちですが、運営指針も頭に入れておかなければならないと思いました。特に子どもの人権に十分配慮することや子どもと保護者のプライバシーの保護、業務上知り得た事柄の秘密保持に留意しなければなりません。講師のお話で、対象の子どもだけを叱っているつもりが、周りの子どもも叱られたと感じていた事例を聞き、はっとさせられました。また、苦情対応として小さなことでも記録し、時刻も書き留めるようにしたいです。
- ◆ 放課後児童クラブ運営指針の中に、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進する受動的権利と子どもに影響のある事柄に関して子どもが意見を述べ、参加することを保障する能動的権利があることを学び、子どもの権利条約の4つの柱など、今後理解し、役立てていきたいと思いました。また、苦情対応やアドボケイトについても学ぶことができたので、今後活かしていけると思います。
- ◆ 個人情報の取り扱いや保護者からの苦情対応のコツ、子どもの権利条約などを色々と学び、理解することができました。特に苦情対応では、何が問題になっているのかを子どもたちから聞き取りし、事実確認を行い、その話を保護者に伝えることで真摯に対応していきたいと思いました。普段からの子どもたちへの声かけはもちろん、保護者への声かけも忘れず、信頼関係を構築していきたいです。
- ◆ 放課後児童クラブの社会的責任からその事業運営については、ハード面もソフト面ともにコンプライアンス（法令遵守）に則った運営が求められます。情報公開に努めるとともに、子どもたちの人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して育成支援に努める必要があります。また、子どもや保護者のプライバシーに係る事柄については、守秘義務が必須となることを忘れないようにしたいと思いました。
- ◆ 子どもの権利条約の4つの柱「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を理解し、一人一人の人格を尊重して日々支援員として働いていきたいと思いました。グループ討議で他の放課後児童クラブに勤めている方のお話を聞いて、参考になる話や自分の施設との違いなど、取り入れていきたい内容があり、楽しむことができました。